

請 書

様

下記「ご依頼内容」でお申し込みいただいた広告を「アーバンプレイスデジタルサイネージ」にて掲載いたします。

年 月 日

住所

社名

氏名

(ご担当者名)

ご依頼内容

物件名	アーバンプレイス
所在地	富山県富山市牛島町18番7号
媒体	アーバンプレイスデジタルサイネージ
掲載予定	年 月 日 ~
掲載内容	30秒 / 1単位 動画 ・ 静止画 (該当に丸)
広告料金	30,000円
支払日	翌月末
支払方法	振込
備考	

弊社使用欄

部署 ビル・施設事業部

担当者

所属長	責任者	係印

第1条(目的)

デジタルサイネージ広告掲載契約約款(以下「本約款」という。)は、北電産業株式会社(以下「当社」という。)の広告媒体であるアーバンプレイス1階デジタルサイネージ(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものとします。

第2条(申込方法)

1. 本サービスの利用申込者(以下「契約者」という。)は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の広告掲載依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、当社に提出することで、本サービス利用に係る申込を行うものとします。なお、契約者は、当社が当該申込を承諾しない場合があることについて予め同意します。
2. 当社と契約者との間の本サービスの利用に関する契約(以下「広告掲載契約」という。)は、契約者による前項の申込に対し、当社が請書を交付した時点で、本約款及び依頼書に記載の内容を条件として成立するものとします。
3. 当社は、依頼書「ご依頼内容」の定めに従いアーバンプレイスデジタルサイネージに広告(以下「本広告」という。)を掲載するものとします。なお、当社は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なく本広告の内容を変更する場合があることを契約は予め承諾するものとします。

第3条(広告料金)

本広告の掲載料金(以下「広告料金」という。)は、依頼書「広告料金」に記載のとおりとし、契約者は、当該料金を、依頼書「支払方法」に記載の方法により、依頼書「支払日」に記載の期日までに支払うものとします。なお、当該支払に係る費用は、契約者の負担とします。

第4条(契約者の解除)

1. 契約者は、当社に対し、契約解除を「解除通知書」を郵便又はFAXにて通知することにより、広告掲載契約を解除することができます。当該解除の効力は、当該通知が当社に到着した月の翌月から生じるものとします。
2. 前項に基づく解除時点において、既に当社が本広告の掲載準備に着手していた場合、当社は、理由の如何を問わず受領済みの広告料金を契約者に返還しないものとします。
3. 第1項に基づく解除時点において、契約者が未だ広告料金を支払っていない場合、契約者は、広告料金相当額の違約金を当社に直ちに支払わなければならないものとします。

第5条(当社の解除)

1. 本広告の内容が次の各号の何れかに該当し不適切であると当社が判断する場合には、当社は、広告掲載契約を解除することができます。
 - ① 内容に虚偽や不当・誇大表示があり、誤認・錯誤されるおそれのあるもの。
 - ② 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導等に違反するもの、及びその恐れのあるもの。
 - ③ 公序良俗に反するもの。
 - ④ 誹謗中傷、名誉毀損、又はプライバシーの侵害にあたるもの。
 - ⑤ 他人の商標、著作物等を許可無く利用したもの。
 - ⑥ 当社又はアーバンプレイスの品位を損なうと判断されるもの。
 - ⑦ その他、当社が不適切と判断したもの。
2. 当社は、契約者が次の各号の何れかに該当した場合は、広告掲載契約を解除することができます。
 - ① 第三者から差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立てがあったとき、又は公租公課の滞納処分があったとき。
 - ② 破産、民事再生手続、会社更生手続の開始決定の申立て等の事実が生じたとき。
 - ③ 信用力の著しい低下があったとき、又は信用資力に影響を及ぼす営業上若しくは組織上の重要な変更があったとき。
 - ④ 当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
3. 前二項の場合において、契約者は、広告料金の支払義務を免れないものとし、また、当社に対して何らの損害賠償請求もしないことを予め承諾します。

第6条(著作権)

本広告のアーバンプレイス内での上映権は、当社に帰属するものとします。

第7条(秘密保持)

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾のない限り、本広告及び広告掲載契約に関して知り得た当社の情報を第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
2. 当社は、契約者により依頼書に記載された情報、及び本広告の掲載のために提供を受けた情報について、契約者の承諾が無い限り、本広告の掲載以外の目的には使用しないものとします。なお、当社は、広告掲載管理等のため、当該情報を保存することができるものとします。

第8条(契約者の氏名等の変更及び地位の承継)

1. 契約者は、その氏名、名称、住所又は居所に変更があった場合は、速やかに郵便、FAX又は電子メールによりその旨を当社に通知するものとします。
2. 契約者が法人・団体である場合、合併、分割等により地位の承継等があったときは、当該地位を承継した法人・団体は、速やかに郵便、ファクシミリ又は電子メールによりその旨を当社に通知するものとします。
3. 当社は、前項の通知があった場合、その契約者又はその契約者の家務の同一性及び継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合があります。
4. 当社が契約者としての地位の承継を認めた場合、地位を承継した者は広告掲載契約に基づく一切の債務についてこれを承継するものとします。

第9条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、自ら、自らの代表者、役員、重要な使用人及び実質的な経営権を有する者が、「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団準構成員」、「暴力団関係企業」、「総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないことを、本広告の申込日において及び将来にわたって表明し保証するものとします。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して、「暴力的な要求行為」、「法的な責任を超えた不当な要求行為」、「取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為」、「風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為」その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
3. 当社は、契約者が前二項のいずれかに違反した場合、催告をすることなく広告掲載契約を解除することができるものとします。かかる場合、申込者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。

第10条(汚職防止)

1. 契約者および当社は、広告掲載契約の履行について自らが適用を受ける刑法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法および英国賄賂防止法等(以下「汚職防止法」と総称する。)を遵守するものとします。
2. 契約者は、当社が前項の定め違反した場合、直ちに広告掲載契約を解除することができるものとします。この場合、契約者がかかる解除によって被った損害を当社に対して賠償請求することを妨げないものとします。
3. 当社は、契約者から汚職防止法に違反することとなる行為を行うよう要求を受けた場合は、直ちに広告掲載契約を解除することができるものとします。この場合当社は、かかる解除に起因・関連して契約者が被った損害について責任を負わないものとします。

第11条(管轄裁判所)契約者は、広告掲載契約に関して訴訟が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め承諾するものとします。

第12条(協)本約款に定めなき事項及び本約款の解釈の扱については、当事者は誠意をもって協議の上解決するものとします。